別表十七（三の七）付表一　記載要領

1　この表は、内国法人が租税特別措置法第66条の６第11項（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の90第11項（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「直接　⑸」の各欄は、租税特別措置法第66条の６第２項第１号に規定する外国関係会社（以下この記載要領において「外国関係会社」という。）の同号イに規定する居住者等株主等（以下第４号までにおいて「居住者等株主等」という。）の当該外国関係会社に係る同項第１号イ⑴に規定する直接保有株式等保有割合を記載し、「間接　⑹」の欄は、当該外国関係会社の居住者等株主等の当該外国関係会社に係る同号イ⑴に規定する間接保有株式等保有割合を記載すること。この場合において、これらの割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

3　「直接　⑺」の各欄は、外国関係会社の居住者等株主等の当該外国関係会社に係る租税特別措置法第66条の６第２項第１号イ⑵に規定する直接保有議決権保有割合を記載し、「間接　⑻」の欄は、当該外国関係会社の居住者等株主等の当該外国関係会社に係る同号イ⑵に規定する間接保有議決権保有割合を記載すること。この場合において、これらの割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。ただし、同号イ⑴又は⑶に掲げる割合が100分の50を超える場合には、当該記載及び添付を要しない。

4　「直接　⑼」の各欄は、外国関係会社の居住者等株主等の当該外国関係会社に係る租税特別措置法第66条の６第２項第１号イ⑶に規定する直接保有請求権保有割合を記載し、「間接　⑽」の欄は、当該外国関係会社の居住者等株主等の当該外国関係会社に係る同号イ⑶に規定する間接保有請求権保有割合を記載すること。この場合において、これらの割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。ただし、同号イ⑴又は⑵に掲げる割合が100分の50を超える場合には、当該記載及び添付を要しない。

5　「⑿」から「⑯」までの各欄は、租税特別措置法第66条の６第１項第４号に規定する同族株主グループに属する者の外国関係会社に係る同項第１号イからハまでに掲げる割合又は同法第68条の90第１項第４号に規定する同族株主グループに属する者の外国関係会社に係る同項第１号イからハまでに掲げる割合を記載すること。この場合において、これらの割合の計算に関する明細を記載した書類及び租税特別措置法施行規則第22条の11第26項第６号（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）又は第22条の76第24項第６号（連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例）に掲げる書類を添付すること。

6　内国法人が租税特別措置法第66条の９の２第11項（特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が同法第68条の93の２第11項（特殊関係株主等である連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合には、この表に所要の調整をして記載すること。